

令和8年3月9日

事業者のみなさまへ

### 請求書等の押印省略等について

このことについて、公共サービスの利便性向上、市民や事業者の負担軽減を目的として、下記のとおり請求書等の押印を省略し、電子メールによる提出が可能になることをお知らせします。

#### 記

#### 1 押印省略の対象書類（法令、規則等により押印を求められているものを除く）

- (1) 請求書
- (2) 納品書（※割印省略可）
- (3) 債権者登録（口座振替）申出書
- (4) 請求や受領に係る委任状

#### 2 押印を省略する場合の必要措置

押印を省略する場合、請求書等に住所、企業名、代表者の職氏名に加え、必ず以下の事項を明記してください。なお、請求や受領に係る委任状は様式を変更し、押印を省略する場合でも下記（1）の記載は不要とします。

- (1) 本件責任者及び本件担当者の氏名
- (2) 連絡先（電話番号等）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本件責任者：代表取締役等の社内において権限のある者<br/>又は支店長や所長等、社内において権限の委任を受けた役職員</li><li>・ 本件担当者：書類の内容や修正等に関する問い合わせに対応できる事務員</li></ul> |
|--|

※請求書等の真正性が確認できない場合、会計課から記載された連絡先にお問い合わせさせていただきます。

#### 3 電子メールによる提出の取扱い

押印を省略し「本件責任者及び本件担当者の氏名」を記載する場合、市担当課へ電子メール（PDF形式）として提出いただくことも可能です。

#### 4 適用年月日 令和8年4月1日以降に発行される対象書類に適用

#### 5 その他

従来どおり代表者印の押印された請求書等も有効です。

代表者印を押印した場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です

（問い合わせ先 伊達市会計課審査係 連絡先：024-575-2116）